

(第一類 第十二号)

第五十五回国会 衆議院 建設委員会 議録 第四号

(九七)

昭和四十二年四月十九日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君

理事 砂原 格君

理事 廣瀬 正雄君

理事 岡本 隆一君

理事 池田 清志君

吉川 久衛君

森山 鈴司君

渡辺 実一君

井上 普方君

工藤 良平君

渡辺 繁藏君

小川新一郎君

大野 明君

谷垣 専一君

阿部 昭吾君

勝澤 芳雄君

福岡 義登君

内海 清君

北側 義一君

鷲谷 直藏君

鶴海良一郎君

志村 清一君

藤男君

竹内 古賀雷四郎君

建設省河川局長

建設省道路局長

建設省住宅局長

三橋 信一君

専門員 熊本 政晴君

能登半島横断北陸運河建設に関する請願(小川

半次君紹介)(第二二三号)

特別不動産鑑定士及び同鑑定士補試験の特例に

関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二三四号)

鹿児島、水俣間地方道の国道編入に関する請願
(池田清志君紹介)(第二四二号)

駐車場整備事業促進に関する請願(中村梅吉君紹介)(第二四三号)

都市計画街路補助第一三三三号線国電阿佐ヶ谷駅より補助第七四号線間等の拡幅に関する請願
(岡崎英城君紹介)(第三〇三号)

公営住宅の収入超過限度額引き上げ等に関する請願(野田卯一君紹介)(第二三五号)

都市計画道路建設に伴う用地買収及び補償に関する請願(四宮久吉君紹介)(第三六一號)

建設機械貸与公社の公共用務就業に関する請願
(金丸信君紹介)(第三九九号)

建設機械取得の助成等に関する請願(金丸信君紹介)(第四〇〇号)

建設機械貸与制度の振興強化に関する請願(金丸信君紹介)(第四〇一号)

建設機械貸与業法制定に関する請願(金丸信君紹介)(第四〇二号)

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(第三九九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

建設行政の基本施策に関する件

附則中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則 第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附則 第二項中「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「無尽会社」の下に「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を、「信用金庫」の下に「信用金庫連合会」を加え、「及び信用協同組合」を、「信用協同組合、農業協同組合法(昭和二十一年法律第二百三十二条)第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十一条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合」と合併し、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合に改め

第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十一条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合に改め

二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十一条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合に改め

二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合に改め

理由

住宅融資保険法による住宅融資保険の運用の実績等にかんがみ、その対象範囲を拡張するとともに、同保険の利用を促進するため保険金の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○西村國務大臣 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の道路整備緊急措置法に基づきまして昭和三十九年度を初年度とする道路整備五年計画を策定し、これにより道路整備事業を推進し、今まで相当の成果をあげてまいりましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、交通需要は現行計画策定当時の予想をはるかに上回って増大してきており、その増大する需要に対処し、あわせて国土の総合的な開発と効率的な利用をはかるためには、道路投資の画期的拡大をはかり、道路整備事業をさらに推進することが必要となつてまいりました。

このような観点から政府いたしましては、現行の道路整備五年計画を改定して、昭和四十二年度を初年度とする道路整備五年計画を樹立することとしている。この一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、現在実施中の道路整備五年計画を改定して、新たに昭和四十二年度を初年度とする道路整備五年計画を策定することとしたいたしました。

第二に、積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する計画につきまして、道路整備五年計画の改定に伴い、昭和四十二年度以降の毎五カ年を各一期とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五年計画を策定することとしたいたしました。

第三に、奥地等産業開発道路整備臨時措置法につきまして、その有効期限を昭和四十七年三月三十一日まで延長することとしたいたしました。

その他これに関連いたしまして道路整備特別会議法の関係規定の整備を行なつております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○森下委員長 建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

井上普方君。

まず本土・四国連絡橋につきまして、現在いかなる進捗状況にあるかをお伺いいたしたいのですがあります。と申しますのは、昭和三十八年以来、ルート決定は、三十八年の八月であるとか、あるいは十二月であるとか、また、昭和四十年の十二月に決定すると申し、かつまた、昨年度におきましても、八月までに決定するといい、また、昨年の十二月までに決定する、あるいはまた、ことしはまた延びておるようござりますが、この点はいつを決定するときには何か政治的な理由がありまして延ばされておるようござりますが、この点いかがなものでございましょうか、現在の進捗状況をお伺いいたしたいと思います。

○西村國務大臣 井上さんもよく知つておられるまことに、政治的な理由というものはあまりないのですが、事柄が非常に重要な問題でございますので、建設省いたしましても、やはりいままでルートにつきまして、相當いろいろ調査をしておつたことは御承知のとおりでございます。したがいまして、昨年の四十一年も相当な調査費をかけてやっておりましたが、まだことしもやはり相当に補完的な調査をしなければならぬと思つております。つまり、やはり技術的な問題につきまして

るものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申しあげます。

○森下委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

質疑は後日に譲ります。

も、いまは土木学会でまだこれを委託をいたしました。その最終的な決定を見ておられないわけでございます。これはまた、技術的な問題がわかります。それのみから全部をきめるといふわけにはいきませんで、やはり経済的な問題もありますし、また社会的に非常に大きい影響を及ぼす問題でござりまするから、とにかく慎重に検討を続ければなりません。いままでも相当に大きい大事業というものはやはり相当に長期間が要るわけでございまして、慎重にやつておりますので、いまここでいつまでにこうして、いつまでにこうするというスケジュールは、いまのところ確定したスケジュールを持っておりませんが、御希望のようになるべく早くひとつこれを決定したいという気持ちだけは十分持つておる次第でござります。

○井上(普)委員 大臣から御説明がございました

けれども、昭和三十七年の参議院選挙當時に池田

前総理大臣は鳴門に来られまして、明石・鳴門

ルートを優先にするのだということをはつきり明

言せられておるのでござります。また三十八年の

衆議院選挙の直前におきましても、河野一郎さん

は建設大臣でございましたが、この方も徳島の公

会堂で、私から直接聞いたのでございますが、胸

をたいて、自民党内閣であれば必ず明石・鳴門

ルートを優先する、こういふような発言をなされ

ておるわけでござります。大臣は技術屋出身とか

承りますけれども、むろん政治的なものが非常に

優先しておるこの問題でござります。しかも佐藤

総理大臣は四十年の六月に、明石・鳴門というの

は歴史があるし、これをまず最優先的に考へるべきである。こういふ発言をされておるのでござい

ます。これまた参議院選挙の途中でございまし

た。こういふように常に言われておりまして、私

も四国に住む者といたしましては、実際迷わざ

るを得ない。一体、政治的に配慮しないとおっ

しゃいますけれども、現在まで政治的に配慮して

こられたのではないか。あるいはまた、その他の

人々、住民に対して、こういふような政治的と考

えさせられるような状況をつくってきたのではな

いか、このように思いますので、自民党の大臣と

いたしまして、先般の委員会におきまして小川委

員の質問に対して、大臣は昔からの大臣の所管事

項の重要な問題についてはずつと連絡を続けてそ

れを継承していくのだ、こういうお話をございま

したので、その点についても河野一郎大臣がこう

言つたし、また瀬戸山さんもこう言っております

し、そうしてまた佐藤さんもそうおっしゃってお

られます。これらの問題について大臣はいかにお

考えになるか、ひとつ伺いたいと思います。

○西村国務大臣 私が歴代大臣のあれを継承して

いくということは、大体の方針としてものごとを

やる考え方としては継承していくと言つたので、

事柄それ自身につきまして、個々のことについて

どの大臣がどう言つたから私がそれをすぐ守らな

ければならぬというようなことは、私も言つたつ

もりはないのでございますが、いずれにいたしま

して、政治的と申しましてもこれは御承知のよ

うに技術的にも非常にむずかしい問題があります

し、またどこのルートを通るかということで経済的

な問題も非常にあるわけです。またその社会的

な影響も非常に大きいといふようなことで、とに

かく前の総理がどう言つたからというようなこと

は、それは言つたか言わないか私は存じませんけ

れども、最善な方法でやはりきめなければなら

ぬ、私としてはそう考えておるわけであります。

そのためにはせっかくいま調査研究をされており

ます結果も待たなければなりませんし、またさ

らにその結果が出ますれば、その上にさらに調査

をする段階のこともありますかと思われるのです。

これは非常に大きい問題でござります。さよう

私は考えておる次第でございまして、独自の方法

と言つてはいけませんが、やはり私は私としての

立場でひとつ考えたい、かように思つておりま

す。

○井上(普)委員 大臣は佐藤総理の腹心とかいう

ことを私承つておるのでございますが、佐藤さん

も四十年の六月には言つておるのでござります。

それなのに大臣が、総理がどう言つたか知らぬ

いう話があるわけです。なくなつた方はやむを得

ぬと思ひますけれども、現在の総理がそういうよ

う話をなされて、しかもあなたの御自身、佐藤内

閣の閣僚でござりますから、佐々木内閣の建設大

臣でもなければ何でもございません。ここいらあ

たりは茶飲み話というような話ではないに、真に

だかまし、ひとつ御答弁いただきたいと思うの

であります。後ほどもよろしくうございます

が、この点お願ひいたします。

○西村国務大臣 実は正直なところ総理と話した

ことはないのです。話すというからには、私とし

てはこうこうこういう理由でもつていいならない

ということをきめてやらなければならぬ。ただ単

に私がここがよさそうだということと茶飲み話に

も話したことではないのです。ほんとうの調査研究

をして私が自信を持たなければ話せない。もちろ

んこれは決定する段階になりますれば私だけでは

決算はできません。それはもちろん総理の了承を

得なければならぬというようなことは当然でござ

いませんけれども、いままでのところ現に話したこ

とはないのです。こちらに話す確信がまだついて

おらないのです。おらないのを、これはこうです

よ、ああですよなんて先入観を総理にもあまり与

えたくなかったら、総理は総理の独自の考え方で、

どういう言い方をしたのか私は知りませんけれど

も、それは私自身としては自分でやはり自信を持

たなければならぬ、こういうようにいま考えてお

るのです。

○井上(普)委員 大臣は、今までのあれでは技

術的に見まして自信が持てない状況である。こう

いうときに大臣あるいはまた総理がこれらに対し

て発言をし、明確なる発言を住民に対してすると

いうことにつきましては、私は大きい問題がある

と思う。あるいは選挙のたびごとにこういうこと

をおっしゃることは利益誘導にもなりかねぬ

おそれがある。大臣がいまおっしゃられるのがほ

んどうの現状でござりますれば——これは佐藤総

理及びなくなられたけれども、大臣からそぞ

めて予算化されておるようでござりますが、非常

に不可解に存するのでござります。と申しますのは、これ以上に市町村道に対する補助金を出すということになりますと、一々県から補助金の陳情に来ざるを得ないというような結果に相なります。これだけの財源があるならば、何ゆえに道路財源として府県に付託するなり、あるいはまた市町村に対しまして、道路財源としていきなりそのままストレートに渡さないのか。建設省があまりにもこういうような市町村道の補助金を持つといふことは、自治権に対する大きな圧迫になりはないか、私はこのように考えるのでござりますが、道路局長のお考え方をお伺いします。

○西村国務大臣 地方道のことですが、いま来年初めてということでですが、今までやつておるのです。ずっとこの特定の法律に基づいたものは去年も、四十一年もあつたわけです。つまり特別な山村振興とか奥地開拓とか、それからまた緊急を要する場合に補助金として補助方式をとつてやつておるわけで、新しいわけではありません。そこで、問題は何かというと、いまおっしゃいましたように、補助方式でやらずに特別の財源を持たしたらどうだということが、やはり議論として起ころうなんですが、御承知のように、道路は、まだ一級国道も全部完成したわけではありませんし、いわんや地方道のうちでも府県道は非常におくれておるのであります。したがいまして、そのほうの完成がある程度目鼻がつけば、これは市町村道にせひかかりたいと思っておるわけです。そういう時期になりますればまた特別な財源を考えたかも知れませんが、いま少ない特定財源を市町村まで割愛するということは、一方におきます道路の非常な財源難になるわけであります。私のほうで、建設省といたしましては、これは地方道を早く急がなければならぬという考えはいたしておりますけれども、いま市町村道で八十五、六万キロメートルの道路があるといわれておるのです。しかし、これもしつかりした調査ができるおらないうように私は感じられるわけです。したがいまして、この市町村道といつても、井上さんも知つて

いるように、道路はピンからキリまでありますね。したがいまして、そういう道路を一応調整して、市町村道でも非常に重要な、府県道に準ずる道路もあるし、またほんとうの小道もありますし、いろいろありますから、調査を急いで、そうして重要なものから着手していくかなければならぬと考えておりますので、いま直ちにこれに特定の財源をやるといいましても、非常にキロメートルが多いから、ほんとうにばらばらの予算になります。そして、効果をあげ得るかどうかということは非常に疑問であろうと思うわけであります。市町村道の補助方式というものは、来年からではない、いままでやつておるのでありますので、それを四十二年度は少し拡大していきたいということでおさります。

○井上(普)委員 ただいま大臣からのお話を、ある程度は納得するのでござりますけれども、しかし一般市町村道に對しまして、このたび補助金を出すわけでございます。こういうようなことになりますと、それほど重要な道路でありますれば当然府県道に昇格させて、そうしてそれに補助金を与えるというような方式がとれないものかどうか。市町村道にまで与えることにつきましては、私は問題があると思うのです。少なくともそれはどの重要な道路でござりますれば府県道に昇格させて、そうしてそれに対しても補助金を与えて道路の整備をやっていく、このようと思うのでございますが、いかがでございましょう。

○西村国務大臣 それは一つの考え方でござります。私もその方式をとるべきじゃないか、補助方式は必ずしもいいというわけにいきませんから、現在の府県道でも重要なものは、国道に匹敵するようなものもあるから、現在の府県道の一部をやはり国道に上げる、また市町村道で府県道に昇格しないような重要なものもありますし、ことに府県が合併いたしましてから重要な路線が相当に多くなったから、それは府県道に昇格しておらぬいたしまして、現在の府県道に対する補助方式でやるという方法は十分考えられますから、いざ

れ関係省と話し合いまして、そういう方法をとることがあるかと私は思つておる次第でございま

す。これが直轄してやつてくれ、そのほうが地方自治体も非常に手数が省けるというような要望がございまして、われわれといたしましては、四十二年

に進むというので、一応了解いたしますけれども、ともかく町村長あるいはまた町村の議會議員に昇格させという考え方もある。そのような方向に進むため、一応了解いたしますけれども、これまでやつておる事務まで全部地方建設局のほうでやることにしたいと、いろいろうに考えておるわけでござります。

○井上(普)委員 私は、道路の整備を促進するためには自治体が主体になってやるのがほんとうだと思います。いまの大臣のお話によれば、府県道

は国が直轄してやつてくれ、そのほうが地方自治体も非常に手数が省けるというような要望がございまして、われわれといたしましては、四十二年に進むというので、一応了解いたしましたけれども、ともかく町村長あるいはまた町村の議會議員に昇格させという考え方もある。そのような方向に進むため、一応了解いたしましたけれども、これまでやつておる事務まで全部地方建設局のほうでやることにしたいと、いろいろうに考えておるわけでござります。

○井上(普)委員 私は、道路の整備を促進するためには自治体が主体になってやるのがほんとうだと思います。いまの大臣のお話によれば、府県道は国が直轄してやつてくれ、そのほうが地方自治体も非常に手数が省けるというような要望がございまして、われわれといたしましては、四十二年に進むというので、一応了解いたしましたけれども、ともかく町村長あるいはまた町村の議會議員に昇格させという考え方もある。そのような方向に進むため、一応了解いたしましたけれども、これまでやつておる事務まで全部地方建設局のほうでやることにしたいと、いろいろうに考えておるわけでござります。

○井上(普)委員 私は、道路の整備を促進するためには自治体が主体になってやるのがほんとうだと思います。いまの大臣のお話によれば、府県道は国が直轄してやつてくれ、そのほうが地方自治体も非常に手数が省けるというような要望がございまして、われわれといたしましては、四十二年に進むというので、一応了解いたしましたけれども、ともかく町村長あるいはまた町村の議會議員に昇格させという考え方もある。そのような方向に進むため、一応了解いたしましたけれども、これまでやつておる事務まで全部地方建設局のほうでやることにしたいと、いろいろうに考えておるわけでござります。

○井上(普)委員 私は、全国では特殊な例かもしませんけれども、私、徳島の建設省の出張所の例を一つ二つ申し上げまして、ひとつ御参考に供したいと思います。

いま現在徳島出張所で道路をやつておりますけれども、特に河川でございますが、河川占用料といたしまして、一反歩当たり年間五百円取っておるわけでございます。ところが、これの書きかえが握る、こういうお話をございますが、この内に際しまして、実は一筆当たり七通の書類を出されると、それほど重要な道路でありますれば当たしたいと思います。

○農林省委員 実は今まで国が管理いたしました道路として、大きっぽに言いますと、約一万キロくらい四十二年度に考えておるのでござります。これがいわゆる指定区間という制度でござります。これがいわゆる指定区間といふ制度でござります。この中で四十一年までは維持修繕及び災害復旧工事を国が直接引き続きやつてしまつたわけではございません。そのほか道路の占用に伴う占用料の徴収、一応こういうものは都道府県に委任いたしましたが、都道府県が占用許可を与え、占用料を徴収しておつたのでござります。これが都道府県のほうに占用の願いを出しますと、やはり直轄の指定区間でござりますと、維持修繕等の関係がございまして、都道府県からさらに地方建設局のほうに協議がござります。それによって差しつかえないということになれば、都道府県が占用料を認可をしたというような状況でございまして、これは占用を受ける利用者のほうからいいますと、都道府県に行つたり、地方建設局に行つたりする

ますので、ひとついかなる方針でやられるのか。同時に河川局長さんにもどういう方針でいままでやられておるのか、お伺いたいと思うのでございます。

○古賀政府委員 お答えいたします。

河川の占用につきましては、占用させるかどうかというような問題がまず治水、利水上の観点から検討されなければならない。したがいまして、ただいま占用の許可につきましては建設省で一級河川についてはやつておりますけれども、占用料の徴収その他につきましては、河川法の法令の制定時にその収入が府県に帰属する。したがいまして、その占用料金等につきましては、ただいま府県が従来からやつておった占用料につきましてやつておるわけでございまして、占用料につきましてはいろいろ検討する問題があろうかと思います。

それから手続については、代書料として千五百円要るとかいろいろな問題につきましては、事務が十分簡素化できて、その占用許可の目的が十分達せられるようなことになれば、簡素化するといふことを検討していきたいというふうに考えております。

○井上(普)委員 いまおっしゃいますけれども、

この一級河川の占用は、実は知事が持つておりますときはしごく簡単に今までできてきておつたのです。ところが一級河川になりましてからむずかしくなったわけです。占用料の問題を私は言つておるのではない。占用許可の手続が非常にむづかしくて七通から十通の書類をつくり上げなければならない。それについて一字間違えば突き返される、もう一度書き直してこいというようなことが現在のあなたのほうの出先、建設省の出先においては行なわれております。たとえば竹やぶが洪水防止に役立っておりますけれども、これを年間ある程度切らなければなりません。それを切る際に直徑四センチといいますと、直徑四センチで一ヶはかつてやらなければそれを取り消すという

なわれておるわけであります。こういうような手続について非常に非民主的でございます。

○井上(普)委員 続いて私は河川の問題につきましては、もう一つ例を申し上げますと、いま役所に入る

のに一々一般人が入つていく場合に必ず入つてくる時間、目的、会う人、これを書かします。そし

う言つておるのであります。国会の議員会館に入るときよりもさらにひどいと言つたから、私は建設省へ参りましたらどんなおそろしいところかと思ひます。

島においてはそういうことすら行なわれておるのでも私も安心したのでございますが、とにかく徳島においてはそういうことすら行なわれておるのでもまだだきびしい規制が行なわれ、住民ともういう憂いがござりますので、お伺いたしておるわけでございます。

○養鶴政府委員 道路の占用の許可につきましては、いま御質問ありましたように、これは国民へのサービスだと思います。そういう意味で非常にかた苦しい手続を踏むということはやっぱり望ましくないと思います。われわれいま占用について考えておりまでは、大体占用の許可の申請書に簡単な位置図を書く程度で占用を許可しようといふことを考えております。いまおっしゃいましたことは十分心に入れまして住民に迷惑がかからなりようによつていきたい、このように考えております。

○古賀政府委員 お答えいたします。

通常先生がおっしゃったような基準をとりまして、毎年度着実にそういうものをいただくといふことはかなりむずかしい。したがいまして、先行投資ができるということのために、水資源公団でそういう制度がありますので、たとえば水資源公団の公募債とか、いろいろなものがありますし、そういうものが先行投資資金となってダムが計画どおりできる。そうしてあとでそういう資金の返還をやってもらえばいいということになりますので、そういう制度の設けられておる水資源公団でやつてもらうということにいたしたわけでございます。これは從来から各県と打ち合わせまして、四十二年の四月一日に水資源公団に移すとして、四十二年の四月一日に水資源公団に移すと

つかえがあるでしようから、あとでそつと言つていただければ私も注意いたします。

○井上(普)委員 私はこの問題につきまして問題が一つあるうと思つてございます。と申しますのは、この吉野川は昭和二十一年に岩津におきましたようでございますが、しかし、下流におきます

で、八十年に一回の洪水量であるということで改めたようでございますが、昭和二十八

年から三十八年、十年間のうちの一一番渇水時

にはどうしても水資源の開発と国土保全をやならなくてはならぬということで、吉野川の開発といふ問題は四国の從来からの大問題でございます。ところが各県の利害がまちまちでございまして、特に財政上の負担の問題でなかなか問題がまとまりません。今回ようやくまとまりまして、その重要な基幹事業である早明浦ダムをやられたわけでございます。今回ようやくまとまりました。ところがこれは従来なかったわけでございます。今回ようやくまとまりまして、その重要な基幹事業である早明浦ダムをやれることになりました。ところがこれは従来

いたしました。

○古賀政府委員 お答えいたします。

利水計画を行なつておりますが、最近、徳島県の吉野川下流域で非常に塩害があるというお話をお聞きしております。これは一つは河床が下がつた、これは何で下がつたか、あるいは砂利採取で下がつたとか、そういう二つの問題があります。

かと思いますが、これらの塩害を除くためには、どうしても水をよけい流すか、あるいは塩害防止の施設をするかという二つの問題があります。

明浦ダムは、水を十分つくれるダムでございます。

下流にできるだけ塩害のないようないわゆる塩害

防除に主眼を置いて水をできるだけ流していくと

いう問題もありますし、さらにただいま私のほう

で、それに伴うて調査をいたしておりますのは、たとえば第十セキの問題であるとか、あるいは旧吉野川の河口ゼキによる塩害防止の問題とあわせまして、高潮に耐え得るせきをつくったらどうかというそれらの問題も調査いたしております。したがいまして、そういう方法がよろしい、

そのためにはどうしてもそういう方法がよろしい、

○西村國務大臣 建設省の下部組織でたいへん非

民主的なところがあるという話ですが、私はそれ

はいけないと存じます。しかしこであなたに聞

くのもなにだと思つますから、あとからでもひとつその場所を、どこの事務所であるかひとつ言つ

てください。ここであなた発表されるときも差し

第一類第十二号 建設委員会議録第四号 昭和四十二年四月十九日

だんだん出でてきますれば、おそらく吉野川の総合開発の一環としまして、そういう問題を取り上げていかざるを得ないのではないかというふうにいたい、とおきつてあります。開拓と並んで、さうした

○井上(普)委員 いま河川局長から、河口ぜきといふような、そういうふうなことをお考えになつておるということを承りまして、私も安心いたしておりますが、年々歳々塩害はひどくなり、かつまた河川利用時に第十のせきは漏水がはなはだしいというような現状でござりますので、この点もう少し——このじるは科学も非常に進歩しておるようでございますから、十分なる御調査を願い、そして塩害が少なくなるようにお願ひしたい、このようにも思つ次第でござります。

継ぎまして、住宅関係につきましてお伺いいたしましたのでございますが、本年度の公営住宅につきまして補助率を一五%上げておるようでございますが、しかし、これでも自治体の持ち出し分がかなり多いのではないか、このように思うわけでございます。何を申しましても、庶民大衆は公営住宅が非常に望ましいのございまして、いままでで政府が考へておる——あるいはまた府県で、財源の非常に乏しいところでございますというと、財源の乏しい府県は分譲住宅を主眼に考えがちでございます。と申しますと、分譲住宅でございますと、百万から百二、三十万円の頭金が必要となります。これを借りれる、あるいはまた持つておる住民は数少のうございます、労働者一般といたしますとして……。それで、そういうような観点からいたしますれば、公営住宅に主眼を置くべきでございますが、貧乏なる、財政の非常に貧弱なる府県はござりますと、どういたしましても公営住宅で持ち出し分が多くなる、ために、公営住宅に主眼が置かれてなくなつてきておる、このように思つ次第なのであります。四十一年度におきましては、どれほど公営住宅の消化があつたか、お伺いいたしたいのでござります。

過負担の問題は、これは実は建設者のみならず、その予算単価と実費との非常な違いで地方に御迷惑をかけているのは、政府の問題といたしまして、も、相當にただいま重視いたしているところでござります。建設省の公営住宅につきましては、予算折衝のおりにも、私たちも単価の引き上げを相当地がんばりましたのですが、思うように一挙に解決することはできなかつたような次第でございまして、いま申されましたように、工事費については一五%，用地費については一一%の引き上げが認められました結果、昨年は公営住宅で百二十五億くらいの予算負担超過でございましたが、ことは、いまの計算で推定いたしますと、六十八億くらいでなかろうかと思う次第でございまして、約半分くらいに減つたと思うのでございます。しかしこれも十分ではございませんので、引き続きまして、逐次地方の超過負担の問題を解決したい、かようと考えておる次第でございます。

ち出し、いわゆる超過負担分と称しますものは百二十五億ということでござります。ところが四十二年度におきましては、九百四十億程度の竣工事業費になりますが、これに対しまして、現在の段階で推定いたしますところでは、六、七十億の持ち出しなになりますが、あらうところで考えております。したがいまして、全面的にこれを解消することはできませんでしたが、ただ御存じのとおり予算と申しますものは、将来の値上がりを加味して予算を組むということはとられておりません。これは、あらゆる事業につきましてそういう編成しかたをしております。したがいまして、私どものこの予算の超過負担がこれだけになると申し上げております根拠といたしましては、四十年度の実行単価、それから四十一年度の実行単価、これらの値上がり率、それをいかにしてカバーするかといふことに主眼を置いてこの解消をはかつてまいつております。したがって、ただいま御指摘のような問題点は確かにあるのでござりますけれども、しかし物価が必ずしも今までの傾向で上がつてしましては、実はこの予算の中には含まれております。したがって、ただいま御指摘のようなことでございます。したがいまして、将来物価がどういうふうに上がっていかかということにつきましては、実はこの予算の中には含まれております。したがって、ただいま御指摘のような問題点は確かにあるのでござりますけれども、しかし物価が必ずしも今までの傾向で上がりをいたしておりますし、値上がりの傾向にありますから、あるいは横ばいになるか、これは何とも保証の限りではございません。予算というのはそういう組み方をしております。

○三橋政府委員 ただいまの御指摘ごもっともでございます。ただ、たとえば鋼材につきまして申し上げますと、住宅でおもに用います鋼材は十九ミリ程度の丸棒でございます。これが一ころトン三万一千円でございましたが、これを三万七、八千円の実行単価でやつておったのでございます。それで四十二年度、今年度におきましては大体四万円見当の単価でできるであろうということで私ども胸算用をしておりました。六万円ほどしておりました丸棒の相場も、いろいろの関係もございまして現在三万八千円見当に落ちてきております。したがいまして、先ほど申し上げましたように物価が必ずしも上がるものじゃない。したがつて、そこいらで私ども、今後いろいろ努力いたしまして、地方公共団体の持ち出しをできるだけ解消いたしたいというふうに考えております。

○井上(普)委員 ただ鉄鋼のみをおっしゃつておりますけれども、砂利にいたしましても砂にいたしましても、非常な暴騰をいたしております。木材にいたしましても昨年の十一月からものすごい暴騰をいたしております。こういうようなことを考えますと、公営住宅もしくは普通の政府関係の住宅というものはかなり私は本年度削減が予想されるのでございます。一世帯一住宅 こういう自民党さんの公約でもございますし、私どもいたしましてもそれを実現させていただきたい、このような願いから私は申しておるのであります。特にそれは公営住宅におきましてはそれができない、こういう点を大いに憂えるものでございます。この点ひとつ十分なる御配慮を願いた

い。建設省としては、あるいは政府部内においてもあらゆる施策を講じて、とにかく国民の願いであります住宅問題について御努力願いたい、このように考える次第でございます。

次の問題といたしまして、これは計画局になりますかどこになりますか存じませんが、徳島市におきまして国道拡張工事に伴いまして魚勘事件というものが起きまして非常に全国的な問題になつたのであります。魚勘事件といふので、これは計画局になりますかどこになりますか存じませんが、徳島市におきまして国道拡張工事に伴いまして魚勘事件とが払われた、他の住民の大体十倍見当の補償金が行なわれた。これにつきましてはいろいろ検査当局も手を入れまして調べ上げたのでございますが、大山鳴動してネズミ一匹で、ネズミも県下の下級職員に全部そのしわ寄せがまいったわけござります。ところの住民はまことに善良でございまして、県下の役人が言うのであるからということでお判を全部渡しておるわけです。これは御承知のように建設省の機関委託事務になつておりますので、あえてお伺いするのでございますが、そういうようにお判を渡して実は住民が契約をいたしておる。ところが実はその契約内容を十分に住民に知らしておらない。判を押すときにはいかにも見なければ正規の契約ができるないというようなことでございましょうけれども、内容を知らしてない事件がある。それについて県当局の言うのは、建設省の指示によつて住民にその現在結んだところの契約を見せてはならないということで見せないのだと、こういう発言をいたしておるのでございませんが、真相はどうなんですか。

○竹内(蔭)政府委員 すでに補償を受けまして移転した者に対しまして、補償契約の内容を提示するように被補償者が要求しているということは聞いておりますし、徳島県の当局におきまして、それに対しまして直ちに内容を提示するという措置をとつていよいよ聞いております。

○井上(普)委員 住民は善意から、この契約につきましては県下の役人が言うのだからと、いうので、判を渡したままやつておるわけです。ところ

が、その内容を知らしてくれといつて県のほうへ行きまして、実は建設省の命令によって見せられないので、こういう話が伝わっておるわけでござります。契約は個人の秘密ではござりますけれども、こういうような個人に対する自分の契約がどうなつておるかが実はわかつてない、それらにつきましては建設省といたしましては、もし建設省がそういうような指示を県に對しまして与えおるのでございましたら、これは私はたいへんなことだらうと思うのです。そういうような指示があるのかないのか、もしないとするならばその契約の内容を住民に知らせるように、個人個人でよろしくうございますから知らしてやるような方法をとれないものかどうか、お伺いいたしたいのでございます。

○竹内(蔭)政府委員 建設省といたしまして、補償の内容について契約の相手方から申し出があつた場合にその当事者に対して内容を提示するなど、あるいはすべきでないというような判断をして指示したこととはございません。

○井上(普)委員 後段の問題でございますが、補償をいたします場合には当然これは双務契約でございますので、当然そういうことを、私どもはうから内容を知らすなどいうふうなことの指示はいたしておりません。

○井上(普)委員 建設省といたしまして、補償の内容について契約の相手方から申し出があつた場合にその当事者に対して内容を提示するなど、あるいはすべきでないというような判断をして指示したこととはございません。

○井上(普)委員 後段の問題でございますが、補償をいたします場合には当然これは双務契約でございますので、当然そういうことを、私どもはうから内容を知らすなどいうふうなことの指示はいたしておりません。

○井上(普)委員 そういうような問題がございまして、徳島県民の間におきましては現在補償につきまして非常に疑惑に包まれている。どういうよううにすればいいかというように実は迷つておる。またあらゆる建設事業につきましても支障を来たしておるのが実態でござります。私どもといたしましては個人個人に納得させて、たゞ双務契約としておるのが実態でござります。私どもといたしましては個人個人にはどういうような内容であったかといふことは知らして、再補償すべきところがありましたが、ございましょうけれども、しかしそれは善意で、あなたのところの補償金はこれだけだと言つたときにはそのまま判を渡して、それでよろしくうござりますと言つて判をついておるわけです。契約書は本人持つてないのです、住民は、そしてその内容を今度知らしてくれと言つたら知らし

てくれない。ただそれは「ね得するやつが文句を言いましてそれでたくさん補償金をもらう。これは許せないことです。事実そういう善意でもつて補償を受けた人たちの中でも当然補償されたところが私らが見まして落ちておるのがたくさんあるのです。ところが再補償につきましてはすでに四軒やつておるのです。一たん契約をしましてから、その後に四軒だけ再補償をしておる例もあるのです。その後これが政治問題になりますと、契約の内容を見せない。と言いますのは、うよう場合には別だと思いますけれども、それ以外の場合には、本人がそこで承諾しておるわけありますので、再補償というのは、特別な場合以外は行なわないでいいんじゃないか、こういうふうに考えております。

○井上(普)委員 私はその四軒の実例を知つておりますけれども、いずれにいたしましても、これは六月に申し出で、そして十二月に再補償の契約をいたしまして、道路局長も御承知のように、残る三十三軒の補償問題が難航いたしまして、そうして現在あのりっぱな国道の三十三軒分の道幅が狭くなつております。これではたして道路行政として、あいのうよう道幅が三メートルないし四メートル狭くなつたのでいけるのかどうか、それは将来どういうようなおつもりでこれをやるつもりなのかどうか、拡張を将来やるつもりなのかどうか、ひどくお伺いしたいと思います。

○竹内(蔭)政府委員 引き続いて私どもといたしましては一応やつてしまりたい、こういうつもりであります。

○井上(普)委員 三十三軒もやるつもりでござります。

○竹内(蔭)政府委員 やるつもりでござります。

○井上(普)委員 三十三軒の拡張をやる、あるいはまた将来の補償問題をスムーズにし、また建設事業をスムーズにするためにも、どういたしましたか。

○井上(普)委員 事業をスムーズにするためにも、どういたしましたか。

○竹内(蔭)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、補償契約が締結されたあと、しかも物件がすでになくなつておるというような段階においては、一応再補償というようなことを考へる必要はない、そういうふうに考へておるでござります。

○井上(普)委員 それじゃ、特別な、重大な錯誤であればお認めになるわけでござりますか。

○竹内(藤)政府委員 特に重大な錯誤があれば、これは再補償する場合がございます、こういうふうに考えます。

○井上(普)委員 場合があるとおっしゃいますけれども、それならば営業補償を全然出していいないというような場合でありますからどうでござります。

○竹内(藤)政府委員 営業補償を当然出すべき場合に、全然営業補償を出してないというようなことになれば、本人がその場合に契約の段階におきましてそういうものについて了承しているということがありました場合は特別でございますけれども、通常の場合ですると、出す必要が出てくるのではないか、こういうふうに考えます。

○井上(普)委員 そういう場合の再補償はされませんか。いかがでございます。

○竹内(藤)政府委員 相手方、被補償者のほうが、そのことを認めて契約をして、いるという場合にはきましては、それは誤解というることは言えないのではありませんか。したがいまして、その場合には契約の更改という問題は起こってこないのではないか、こう考えます。

○井上(普)委員 それと全く正反対の事柄が魚勘事件でございます。魚勘に対しましては、これは執行権者のほうが錯誤をしたからといって、あるいは詐欺を受けたからといって、実はいま訴訟を起しておるようございます。片一方に対しましては十倍に余る補償をやつておる。これでは住民はたまたまものではありません。同じような規模の人たちが五、六軒あるわけなんでございますが、これに対しましては五、六百万円しか補償をやつてない。片一方では、魚勘に対しましては四千数百万円の補償金を与える。これは錯誤であった、あるいは詐欺にかかるのであるといふことで、いま訴訟を起こしておるようありますが、これだって黙っておればそのまま過ぎる問題です。この問題を発表いたしましたのは実は私なんです。それで私申し上げるのであります。善意の人たちに対しましては、これは当然補償すべき問題に対

しても補償しない。ところが片一方においては、あるいはますたかどうか知りませんけれども、ご恩のほうに對しましてはその六倍、七倍の金を補償しておる。その理由は錯誤であつたあるいは詐欺にかかるといふことで済ませますか。しかも、住民に対しましては、善意で——全くなかの町村に住む者といたしましては、県庁の役人が言うのだから、お役人さんが

言うのだからというので、双務契約にいたしました。でも判こを渡してめくら判を押しておるのであります。ところが、その内容すらも、この魚勘事件が出まして、私たちもひとつ知られぬかといつて県に行きますと、契約の内容を見せない。これでは住民の不満はつのるばかりです。同時に、

こういう建設行政の今後の補償問題につきましては大きな支障を來してくる、私はこのように考えるから、あえて、不利なるところに、善意をもつてやつて——ご恩に對しましては、これは私どもといたしましては全然同情の余地もなく、これは摘要すべきであると思ひます。しかしながら、善意をもつて、そして建設行政に協力した者に

対して、手落ちがあつたあるいはつけ落ちがあつた場合は、これは私は当然再補償という問題を考えやるべきだろうと思う。それが親切なる行政でなかろうかと思うのです。それにつきましても一般にも全然知らせず、その内容につきましても、個人に知らしてない。こういうことで住民が一体納得すると思ひます。機関委託事務ではござりますけれども、建設省のお考え方といたしましては、善意をもつて、そして契約し、そしてつけ落ちがあつた場合、当然再補償してやるべきだ、私はこのように考るのですが、大臣いかがでございますか。

○西村国務大臣 いまのお話を聞いておりますと、どういう場合であつたかよくわかりませんが、一方においては不當な取り扱いをした、一方においてははなはだ満足しないような状況が起

ても、いま訴訟を起こして裁判というようなこともあります。建設省の出先機関の関係しておる仕事として、こういうことが行なわれるのは、はなはだ遺憾に思います。したがいまして、井上さ

んその間の事情をつぶさに知つておるようでござりますから、建設省といたしましてはよく事情を調べまして、また現在訴訟が起つておるということでござりますから、私がここで簡単に、それは再補償しますと言ふことは、事柄を知らぬで言つてはいけない、かように考えております。なお、私といたしましても、詳細に調べまして、その上まで御回答申し上げたい、かのように思う次第でござります。

○井上(普)委員 大臣よく御調査を願いまして、不公正な取り扱いのあつた人たちに対しましては適正なる取り扱いをやつていただきたい。それと同時に、いま国道がせっかく広がつておるのに、三メートルないし四メートル道幅が狭まつておるのです。それを正規なルートにするように——住民の方々だつて、正当な補償をやれば決していやとは言いません。それを、片一方においては不當なる高額な補償をやり、片一方では不适当に押えつけた補償をやるがために、の人たちは不満を持つわけなのであります。どうか公正なる取り扱いをされ、一日も早くあの道路を拡張されまして、交通が便利になるよう御努力をお願いしたい、このように思う次第でござります。

次に、談合罪という罪が刑法上でございますが、建設業界におきましては談合ということが非常に多く行なわれておるようになります。常識になつておるようになります。これは競争入札ということが原則になつておるはずでござりますけれども、現在では談合がはなはだしくやつていただきたい、こうよろしく思つて

おられます。建設業界の仕事にいたしましては、たくないし、またないのじやないかと、いうふうに思ひます。建設業界の仕事の話し合いだけはある、かように思つております。

○井上(普)委員 それは表だけの話でございまして、県によりましては談合というのが公然と行なわれております。建設業界の仕事にいたしましては、たくないし、またないのじやないかと、いうふうに思ひます。建設業界の仕事の話し合いだけはある、かように思つております。

○井上(普)委員 それは表だけの話でございまして、県によりましては談合というのが公然と行なわれております。建設業界の仕事にいたしましては、たくないし、またないのじやないかと、いうふうに思ひます。建設業界の仕事の話し合いだけはある、かように思つております。

○西村国務大臣 いまのお話を聞いておりますと、どういう場合であつたかよくわかりませんが、一方においては不當な取り扱いをした、一方においてははなはだ満足しないような状況が起

とすることが土木業者の間に行なわれておった。それからそれがやかましくなつてだいぶんよくなつたということを聞きますが、最近の状態は私はよく知らないのです。ただし、指名された方々の中にはやはりいろいろな話し合いが、同業者がありますから、建設省といたしましてはよく仕事をして、こういうことが行なわれるは、はなはだ遺憾に思います。したがいまして、井上さ

うことは、それを談合と言えば談合——まあ十数社の指名をされましたものの間で、仕事の関係の話し合いはやるかもしませんが、昔の談合というのはちょっとその意味が、ただ話し合うというこ

とだけじゃなかったのです。それがやかましくて、本当に矯正されたと私たちは思つておるわけです。が、いまはまたその話し合いの中にいろいろなことがあります。事実、私どもも立ち会うわけじやありませんから知りませんけれども、昔のような談合はいまはない、よほど矯正されておる、仕事の話し合いだけはある、かように思つております。

○井上(普)委員 それは表だけの話でございまして、県によりましては談合というのが公然と行なわれております。建設業界の仕事にいたしましては、たくないし、またないのじやないかと、いうふうに思ひます。建設業界の仕事の話し合いだけはある、かのように思つております。

○井上(普)委員 中に談合屋が嘱託としておるのです。建設業協会の中には、談合屋が嘱託としておるのです。そして談合屋をピンはねするというのです。しかもそれは暴力団です。こういうような事態があるのです。

建設省の方々がこれを御存じないといふようなことは、私はあり得ないと思うのです。いままで談合問題については、建設省はあまり摘要したこと

はないようでございますけれども、もう少し手書き詳しくやつていただきたい、こうよろしく思つて

おられます。建设業界の仕事の話し合いだけはある、かのように思つております。

でござります。大臣、御存じないというのでござりますから、官房長からでもひとつ御答弁願いたいと思います。

○志村政府委員 先ほど大臣からお話をございましたように、話し合が行なわれていることは事実のようでございますが、刑法の九十六条ノ三にござりますように、「公正ナル価格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ談合シタル者」は刑法に適合するわけでござります。私どももいたしましては、刑法の刑に該当したような場合におきましても、建設業法に基づく措置をいたしております。これにつきましては、何年だからよつと覚えておりませんが、一、二件処置の指示その他の処分をいたした状況でござります。公正なる価格を害し、不正な利益を得るような談合はまことに不適当でござりますので、かようなことのないよう事業界等にも連絡をつけておる次第でございます。

○井上(普)委員 現在建設業界におきまして談合をやられておるというのは常識になつております。

たまたま私どもの知つておる範囲におきましては、建設業協会の中に暴力団の組員が嘱託として

入り、そして談合を強制しておるということが実

はあるわけでござります。ひどいのになります

と、千五百万円の工事に対しても四百万円もピンはねしておるというような事実もあります。こうい

うようなことで血税が暴力団の資金源になるとい

うことにつきまして、私はおそれべきものがある

と思うのです。この点について建設省としてはも

う少し強い姿勢で建設業界に対しまして是正を望

むべきではなかろうか、このよう思つておいでござります。また大手業者におきましても、このごろ、私承りますと、共同企業とかなんとかいいま

して、五社なら五社が入札に加わりますと、第一

年度はAがとる、第二年度はBがとる。継続事業でございますが、このAとBとは経理内容までも全部同じくしてやつておる。そういう共同企業とかなんとかいうような事が行なわれておるようでござります。これにつきまして、計画局長もう

御存じでございましょうが、これは一体談合につきましての考え方とどう違いますか、ひとつお伺いしたいのござります。

○志村政府委員 ただいま先生からお話をありますのは、いわゆるジョイントベンチャーというものですかと思ひます。このジョイントベンチャーにつきましては、よその国でもすいぶん大きく行なわれておりますが、相当大規模な工事であつたり、技術的にむずかしい工事であつたりする場合に、数社が組みまして危険負担をするなり、大きな仕事につきまして分担をしてやっていくほうがより合理的であるという場合に使うわけでござります。その意味で初めからAなりBなりという会社がジョイントを組みまして、そして仕事をやるわけでござりますが、私どももいたしましては、性質が異なるかと思つております。また、大企業につきましてそりいしたジョイントベンチャーの問題がござりますが、私どももいたしましては、実際は中小の建設業者の問題がござります。だんだん工事規模も大きくなつてしまります。と申しますのは、いかに経費を節約していくか、能率をあげていくかというふうな問題等に関連いたしまして、あるいは技術の進歩に伴いまして工事の規模がだんだん大きくなつてしまります。さような場合におきましては、中小企業が一社ではそれを受けられないわけでござります。さような情勢に対応いたしまして、一本の矢ではすぐ折れてしまうが、三本の矢では折れないというたとえもございますように、中小企業はジョイントベンチャーを組みまして、共同企業体といふことで仕事をさせることでござります。さような意味でそのようなジョイントベンチャーはいわゆる談合の性格とは異なるかと存じます。

○西村国務大臣 まあいすれにいたしましても、私はそういう話し合いがいろいろ行なわれておると思いますが、金銭授受とか、そういう悪い意味においての談合があるということになりますれば、それは業者を矯正していかなければならぬと思つております。しかしそれは、私の知つておる部分の業界のことを全部私は知つておるわけではありません。したがいまして、中小企業としては大部分の業界を言つておるのであります。その他おつしやつたようなAがまず第一年度受ける、次にBというふうな問題でござります。この問題等につきましては、いわゆる話し合いといふうなことでございましょうが、それがいわゆる予定価格を上回るような価格で受けるということになりま

すと、確かに不正なり、あるいは公正なる価格を害するということにならうかと思いますが、そぞら御存じでございましょうが、これは一体談合につきましての考え方とどう違いますか、ひとつお伺いしたいのござります。

○志村政府委員 ただいま先生からお話をありますのは、いわゆるジョイントベンチャーというものは、別に談合と直接関係はないからう思うわけでございますが、いま先生のおつしやつたようなAがまず第一年度受ける、次にBというふうな問題でござります。この問題等につきましては、いわゆる話し合いといふうなことでございましょうが、それがいわゆる予定価格を上回るような価格で受けるということになりま

いった問題にならず、しかも通常の話し合いで進められるということとありますならば、この刑法の規定には直ちには該当しないのではないかと思うわけです。

○井上(舊)委員 ただいま局長から承りましたけれども、予定価格より下回れば、大体それくらいであればいいというようなお考え方私は私はおかしいと思う。少なくとも入札というのは競争入札が原則です。それを局長さん自身の口から、予定価格に大体適合しておれば、ジョイントベンチャーを結んでもおつてもかまわぬというような考え方私はおかしいと思うし、先ほど私が申しました大手のメーカーで能力もあり、技術もある人たちが、こういうような第一年度はAがとり、第二年度はBがとるというようなことがたくさん行なわれておるじゃないですか。危険防止なんて言いますけれども、予定価格の中には当然危険率も見込み、利益も見込んで予定価格というものを出しておるはずです。そういうようなことについてもう少し建設省自体で、談合という問題に手続きよく調査していただきたい、どうぞお忙しいところお詫びいたします。大臣も先ほど言われましたが、ひどいときびしい態度を持つてやつていただきたい、このようにお願いする次第でございます。

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は

来たる五月八日月曜日午前十時より理事会、三十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

		建設委員会議録第二号中止誤		
		ペジ	段行	誤
四	三 二 一	著しい		正
五	一 末	に体する	に対する	
六	七 六 五 四 三 二 一	非常な	循環	誤
七	六 五 四 三 二 一	非常な	循環	誤
八	七 六 五 四 三 二 一	非常な	循環	誤